

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【島根県】浜田市 益田市 安来市 江津市 川本町 美郷町 邑南町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けられます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が6月28日から11月29日までに切れる場合は、11月30日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



平成30年8月

しょうがいふくし

つか

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう

う

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、^う 名前、^{なまえ} 生年月日、^{せいねんがっぴ} 住所を ^{じゅうしょ} 言えば、^い サービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

市町村や ^{じぎょうしょ} 事業所の ^{まどぐち} 窓口で ^{そうだん} 相談して下さい。

※食事代などは ^{しょくじだい} これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスをか 変える 場合は ^{しちょうそん} 市町村の ^{まどぐち} 窓口に ^{そうだん} 相談して下さい。

^{あめ} 雨で ^{たいへん} 大変な ^{とき} ときなので、^{とくべつ} 特別に ^{てつづ} 手続きを ^{かんたん} 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで使っていた サービスの期限は、自動的に ^{がつ} 11月 ^{にち} 30日 ^{えんちょう} まで 延長されます。

※ ^{おおあめ} 大雨の後、^{あと} 他の ^{ほか} 市町村 ^{しちょうそん} にいる人も ^{ひと} 同じ ^{おな} 扱いになります。

※ 3、4については ^ほ 補装具費 ^{そうぐひ} も ^{おな} 同じです。